

第49号議案

加東市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月1日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の一部を改正する条例

加東市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例（平成29年加東市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（この条例による改正後の加東市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第2条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修（同令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）のうち最初のものをいう。以下同じ。）については、新条例第2条第1項第3号の規定にかかわらず、」を「については、」に、「までに修了した場合には、同号に規定する日までの間に修了したものとみなす。」を「までの間は、この条例による改正後の加東市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第2条第1項第3号に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しているものとみなす。」に改める。

附則第3項中「間に最初の」を「間に」に改め、「係る最初の主任介護支援専門員更新研修」の右に「（同号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。次項において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第49号議案 要旨

加東市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号）の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

主任介護支援専門員更新研修の受講に係る経過措置について、受験要件を満たす者は、経過措置期間が終了するまでは主任介護支援専門員とみなすこととすること。（附則第2項及び第3項関係）

3 施行期日 公布の日

<p>_____</p> <p>_____</p> <p>3 前項の規定により新条例第2条第1項第3号に規定する日までの間に<u>最初の主任介護支援専門員更新研修</u>を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。</p>	<p><u>日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しているものとみなす。</u></p> <p>3 前項の規定により新条例第2条第1項第3号に規定する日までの間に_____主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（<u>同号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。次項において同じ。</u>）以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。</p>
--	---